

一般廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県佐倉市大作二丁目2番地1

氏 名 株式会社佐倉環境センター

代表取締役 小 出 英 昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた者であることを証する。

令和6年 4月 1日

佐倉市長 西 田 三十五



- | | |
|-------------------|------------------------------|
| 1 許可の年月日 | 令和6年 4月 1日 |
| 2 許可番号 | 一廃第33号 |
| 3 許可期間 | 自 令和6年 4月 1日
至 令和8年 3月31日 |
| 4 業 種 | 一般廃棄物の処分 (中間処理: 破碎) |
| 5 事業の範囲
(処理能力) | |

当該施設の処理能力は、860 t/日とし、内訳は下記のとおりである。

①木くず (破碎): 252 t/日

②廃プラスチック類 (破碎): 73 t/日

③コンクリートの破片その他これに類する不要物 (破碎): 535 t/日

(取り扱う一般廃棄物の品目)

当該施設で処理が認められる一般廃棄物の品目は下記のとおりである。なお、一般廃棄物が対象であるため、排出者の確認を適正に行うこと。

①樹木、枝、竹 ②がれき類

③スプリングマットレス (ベッドフレームを含む)

④スプリングソファベッド ⑤断熱材

⑥ピアノ、オルガン、エレクトーン

⑦フロン類使用機器 (特定家庭用機器再商品化法対象品目を除く)

【裏面につづく】

6 許可条件

- (1) 事業場所在地は、佐倉市大作二丁目2番地1とする。
- (2) 周辺地域の生活環境に影響を及ぼさないこと。
- (3) 佐倉市一般廃棄物処理計画に、積極的に協力すること。
- (4) 事故、故障等が発生した場合は、速やかにその状況を報告すること。
- (5) 一般廃棄物の処分等に関し、必要な報告を求めた場合は、速やかに報告すること。
- (6) 佐倉市及び関係機関の指導に従うこと。
- (7) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び関連法規を遵守すること。
- (8) 許可条件及び注意事項に違反したときは、許可を取り消す。
- (9) 処分業又は許可取消しに伴う損失補償等は一切行わない。